

高活協通信(2020年5月号)

発行：一般社団法人 高齢者活躍支援協議会

<http://www.agenomics.org>

◆◆◆高活協ニュース◆◆◆

■お知らせ

- 従来の「高活協 JCASCA メールマガジン」は、名称を「高活協通信」に変更いたします。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動自粛のため、高活協としては、今年度(令和2年度)年会費(上期分)のご請求を見送らせていただくことにいたしました。
- 今年度(令和2年度)年会費(下期分)のご請求につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況などをみながら、これから検討していきたいと考えております。

■2020年4月の主な活動

- 新型コロナウイルス感染拡大のため、高活協としての活動を自粛しました。

◆◆◆高活協主催/共催イベントの紹介◆◆◆

今月は新型コロナウイルス感染拡大のためイベントの開催は自粛しましたが、2020年2月20日に高活協主催で開催したセミナーの会議録を以下に掲載させていただきます。

講演テーマ：「働き方改革と法改正」

講師：株式会社サン・プランナー 田中心也執行役員

概要：

高活協理事で㈱高年社 60 代表取締役の小松剛之氏に依頼して同社のホールディングスでもある㈱サン・プランナーの田中心也執行役員に講師をお願いし、高活協会員など 10 名が参加しました。今年 4 月 1 日からの改正派遣法施行により「同一労働同一賃金」への対応が、各派遣会社にとって緊急な課題になっています。セミナーではこのテーマに関して、非常に活発なディスカッションが行われました。ポイントは次のとおりです。

1. 働き方改革と法改正に至る社会的背景として、少子高齢化に伴う労働力人口の減少から雇用・労働法の改正による一億総活躍社会の実現が必須となっていることがある。

2. 同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの。パートタイム・有期雇用労働法：大企業 2020 年 4/1、中小企業 2021 年 4/1 より施行、労働者派遣法：2020 年 4/1 施行。また、同一労働同一賃金に関して欧州と日本の比較も説明。
3. 同一労働同一賃金に関して、職能給と職務給の比較もなされ、日本は職能給導入がまだ主体。パートタイム労働法、労働契約法（有期雇用契約）、労働者派遣法→パートタイム・有期雇用労働法へ変更。改正内容は 3 点、すなわち①不合理な待遇差をなくす為の規定の整備 ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政 ADR）の規定の整備。
4. 改正労働者派遣法では、労使協定方式か派遣先均等・均衡方式を選択。行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政 ADR）の規定が整備。
5. 最後に各種手当を含め、不合理な待遇差事例が幾つか示された。

（セミナー責任者 小泉宗栄）

◆◆◆高活協会員関連イベント等のご紹介◆◆◆

会員のご希望があればご紹介記事を適宜掲載させていただく予定です。

◆◆◆生涯現役社会の実現に向けて – トピックス◆◆◆

生涯現役社会は、「健康寿命」、「職業寿命」、「社会活動寿命」、「資産寿命」という 4 つの寿命が共に伸びる社会、つまり「それぞれの寿命の伸びが相互に他の寿命も伸ばす」という好循環がもたらされる社会です。そんな生涯現役社会の実現に向けた最近の動きを紹介していきます。

■独立行政法人労働政策研究・研修機構の高齢者雇用に関する報告書

今月は、独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った高齢者雇用に関する研究調査についてご紹介します。

- ① [調査シリーズ No.197『人生 100 年時代の企業人と社会貢献活動に関する調査』](#)（2020 年 3 月 31 日）
「人生 100 年時代」を見据え、雇用や賃労働で働くことを超えて、自営、開業、特に社会貢献活動も「就労」の視野に入れながら、人生の最終期においても生きがいを感じる事が出来る生涯キャリアをいかに作るかを考えていく。
- ② [調査シリーズ No.198『高年齢者の雇用に関する調査（企業調査）』](#)（2020 年 3 月 31 日）
現行の高年齢者雇用安定法の下で、企業はどのように高年齢者の雇用管理を行っているか、どのよう

な意向を持っているかを把握。

③ [調査シリーズ No.199『60代の雇用・生活調査』](#)(2020年3月31日)

現行の高年齢者雇用安定法の下での高年齢者雇用確保措置の実施状況や、高齢者の就業・生活に関する実態を把握。

■ **高齢者雇用の総合誌『エルダー』2020年5月号(2020年5月1日発行)のご紹介**

発行:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/elder/index.html>

<お知らせ>

エルダー5月号につきましては、緊急事態宣言の発令にともなって、発行元の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職員が5月の連休明けまでの期間、出勤停止(自宅待機)のため、制作が中断され休刊となります。したがって、高活協通信に毎月掲載させていただいているエルダー概要紹介も5月号は掲載休止とさせていただきます。

なお、現段階では、エルダー6月号は制作される予定ですが、緊急事態宣言の終了が伸びた場合には、6月号も休刊する可能性がありますのでご了承ください。



配信先メールアドレスの変更をご希望の方、また配信が不要な方は高齢者活躍支援協議会・事務局までご連絡ください。

本通信に対するご意見やご感想をお聞かせください。

また、本通信に掲載してほしい情報等がありましたら、ぜひご連絡ください。
